

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 15 日

横浜市瀬谷区長 山岸 秀之



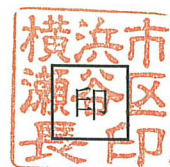
送達を受けるべき者の氏名又は名称	東海林 傑
送達する書類	交付要求通知書
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 15 日

横浜市瀬谷区長 山岸 秀之



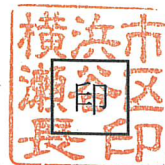
送達を受けるべき者の氏名又は名称	武井 大樹
送達する書類	差押調書（謄本）
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月15日

横浜市瀬谷区長 山岸 秀之



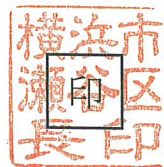
送達を受けるべき者の氏名又は名称	MURADOV ULUGBEK KHUSNIDDIN UGLI
送達する書類	差押調書（謄本）
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

横浜市瀬谷区長 山岸 秀之



送達を受けるべき者の氏名又は名称	森下 紀明 他15名
送達する書類	令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 督促状 (過年度 5月随時分)
	令和8年度 固定資産税・都市計画税 督促状 (現年度 第1期分)
	令和8年度 軽自動車税 督促状 (現年度 前期分)
(注意)	
地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年7月15日

地方税法第329条

1 / 1 頁

公示日：令和8年7月15日

固定資産税・都市計画税

地方税法第371条

作成日：令和8年7月15日

公示日：令和8年7月15日

軽自動車税

(種別割は改正前の地方税法第463条の25)

[illegible]